



地方公営企業会計勉強会

第7回 減損会計

長谷川公認会計士事務所

A_hasegawa_cpa@yahoo.co.jp

<http://a-hasegawa-cpa.jimdo.com/>

1. 減損会計とは？

1. (企業会計における)減損会計

資産の収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる手続きをいう。

減損会計はなぜ必要か？

(1)貸借対照表の適正表示

固定資産の帳簿価額が、実際の収益性や、将来の経済的便益に比べ過大となっている懸念がある。

(2)業績評価

固定資産の帳簿価額を適正表示することにより、適時に損失を計上し、経営成績を明らかにする。

(3)固定資産の有効活用

(4)企業会計など他会計基準との調和

減損会計とは、時価と簿価の差額を損失として認識する時価会計ではなく、
将来の収益から回収できる見込みのない投資額を損失として認識する
取得原価主義会計の枠内での、減価償却計算の修正である。

2. 公営企業の減損会計

1. 減損

収益性の低下により、固定資産に対する投資額の回収が見込めなくなった状態。

3. 減損の方法

(1) 減損の兆候

- ① 固定資産を使用する営業活動から生じる損益、キャッシュフローの継続的なマイナス(見込み)
- ② 資産の回収可能価額を著しく低下させる変化
- ③ 経営環境の著しい悪化
- ④ 市場価額の著しい下落(50%以上)

地方自治体からの、交付金、補助金等は営業CFに含める。

回収可能価額 : 固定資産の正味売却価額と使用価値のいずれか高いほうの金額。
正味売却価額 : 固定資産の時価-処分費用見込額
使用価値 : 資産の継続的使用と使用後の処分から生じる将来CFの現在価値

4. 減損処理後の会計処理

【簿価】 減損損失の戻入は行なわない。(切放法)

2. 対象資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産
(金融資産、繰延税金資産を除く)

(対象資産のグルーピング)

固定資産は、いくつかの資産が相互に関連して、収益を生み出す場合が多い。このような場合には、独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位に、固定資産をグループ分けして、収益性を判定することが適当である。

兆候あり

(2) 減損損失の認識

割引前将来CF < 帳簿価額 の場合
減損損失を認識する。

認識

(3) 減損の判定

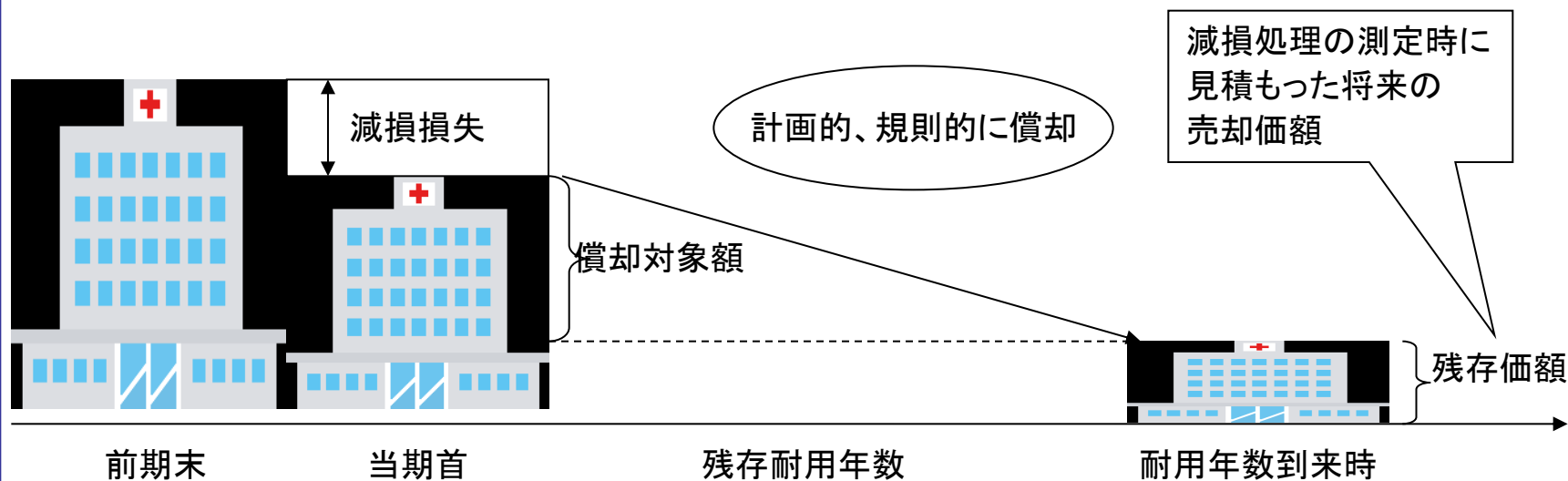
固定資産の帳簿価額を、
正味売却価額、減価償却後再調達価額
のいずれか高い額まで減額

【減価償却】

減損損失控除後の帳簿価額に基づき、減価償却を行なう。

3. 減損処理後の減価償却

減価償却イメージ



設例

耐用年数50年の建物(取得原価 1000)を建設後10年経過した時点(簿価820)で、減損損失320を計上した(減損後簿価500)。第11期以降の償却計算は？
(定額法、残存価額10%、残存価額は0、耐用年数の見直しはなし。)

$$\text{第10期末簿価 } 1000 - ((1000 \times 0.9 \times 10\text{年}/50\text{年})) = 820$$

$$\text{第11期首簿価 } 820 - \text{減損損失 } 320 = 500$$

$$\text{減価償却計算 } 500 \times ((500 - 0) \times (50\text{年} - 10\text{年})) = 12.5$$

$$\text{減価償却費 } 12.5 \text{ / 建物 } 12.5$$